

茨保幼総第789号
令和2年5月22日

保護者の皆さんへ

茨木市 こども育成部
保育幼稚園総務課長 山 勇 剛 一

緊急事態宣言解除に伴う臨時休園の解除について

日ごろは、本市教育・保育行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

本市では、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、5月31日（日）まで臨時休園としておりましたが、このたび5月21日（木）に緊急事態宣言が解除されましたので、下記のとおり臨時休園を解除します。

記

1 臨時休園の解除

令和2年（2020年）5月25日（月）から

※ 臨時休園は解除となります。保育園等は「3密」を完全に防ぐことができない集団保育の場です。

そのため、子どもたちはもちろんのこと、保護者のみなさまや職員の感染を防ぎ、安全で安心な保育環境を提供するため、園児に発熱や呼吸器症状が認められる場合や、保護者が仕事を休んで家にいることが可能な場合等は、園児の登園を控えていただくよう、引き続きご協力をお願いします。

なお、「登園自粛要請期間の6月30日（火）まで」は、これまでと同様に家庭保育にご協力をいただいた場合、利用者負担額等を減免します。

※ 園児または園職員に感染が確認された場合は臨時休園とします。この場合、約2週間開園できないばかりか、たくさん的人が濃厚接触者になり外出制限を余儀なくされます。

2 在宅保育されるご家庭からの相談について

各施設では、長期にわたる家庭保育での心身に関する悩みや疲れなどについて相談をお受けしております。

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市こども育成部 保育幼稚園総務課
072-655-2753（直通）